



広報こざがわ

2011 No.120



10月号

下蔵土橋



立合の堤防



長松橋

台風12号が残した
大きなつめあと

台風12号は、9月2日から4日にかけて紀伊半島を中心に激しい雨を降らせ、各地に大きなつめあとを残しました。
町内でも、河川の氾濫や土砂崩れなどが相次いで発生し道路の欠壊、家屋の浸水や停電、断水など多くの被害をもたらしました。

「未曾有の洪水」 復旧から復興へ

9月2日から4日にかけて襲来した台風12号の豪雨により、古座川はかつてない大洪水に見舞われました。

住家の浸水562戸、公共施設を含めると591の建物が浸水被害を受けました。なかでも明神小・中学校、明神診療所、ぼたん荘、高瀬会の被害は甚大で、国道・町道・農林道や田畑も大きな被害を受けました。しかし、人的被害がなかったことは古座川町にとって不幸中の幸いでした。

台風通過後直ちに被害調査、ゴミ収集場所の設置、ボランティアセンターの立ち上げ、



兵庫県朝来市から職員が派遣される

消毒液の配布、り災証明の発行、義援金の受け入れなど初期の態勢を整え、道路等インフラ整備を始めとする町民生活の復旧を最優先に取り掛かりました。また、健康管理のため保健師が被災者宅全戸を回りケアを行っています。

復旧の応援には県内の町村から、県外は兵庫県豊岡市など、ボランティアには町内はもとより全国各地から多くの支援を頂きました。

9月20日からは災害担当職員を配置し、兵庫県朝来市の協力を得て内閣府の指針に基づく住家の被害認定調査を行いました。

河川・道路・学校施設等復旧を急ぐものは応急工事の設計発注、災害査定に向けた測量や計画書作成を行っています。

初期復旧作業には全職員が休日なしで取り組みました。復旧のため当面の追加予算として事業費で6億6千万円を補正し早期に取り掛かりま



被災者宅の訪問

した。

しかし、今後復旧復興費用の確保には国・県の厚い助成が必要で、その要望はすでに各方面に行っています。今後とも強く要望していきます。

また、新たな事業などを組み込んだ災害対策の第二次補正予算を成立させ早期復興を目指していきます。

多くの方々から頂いた心温まる義援金も、既に2回に分けて届けており、被災者の皆さんが一日も早く安心した生活を取り戻せるよう、私を始め職員一同力を合わせ頑張っていきますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

古座川町長 武田 丈夫

避難勧告・避難指示の発令

町は、9月3日10時45分に明神、月野瀬、高瀬地区に避難準備をするよう防災無線で情報を提供し、11時30分には同地区の137世帯・311人に、16時40分には町内全域の1636世帯・3221人に避難勧告を発令、9月4日0時5分には、高池・明神・三尾川地域の1204世帯・2476人に避難指示を発令し、約200人が地区の避難所などに避難しました。

勧告発令後は、町職員や消防団が町内を巡回し、各区長さんの協力を得て地域住民の避難誘導に努めました。



洪水により崩壊した道路（一雨地区）

総雨量は1149mm

8月30日18時から9月4日24時までの総雨量は1149ミリ、9月4日には1時間76mmの雨量を観測しました。（いずれも西川雨量観測所）また、9月4日0時40分に古座川の氾濫が起りました。

明神地域を中心に 甚大な浸水被害

台風12号による集中豪雨で、町内の河川は急激に増水し、各地で道路・田畑の冠水や土砂の流入、陥没、住宅の浸水などの被害をもたらしました。

また、町内18地区で浸水被害があり、中でも明神、潤野、高瀬、一雨地区では床上浸水が9割以上にのぼりました。また土砂崩れ、路肩の欠壊や落橋などで道路が寸断され、一部地域では孤立状態となりました。電気や水道などについても復旧に数日を要し、明神地域では2週間以上固定電

話が不通となりました。
町は、河川の水位が下がった9月4日早朝から被害調査を実施しました。



ゴミ集積場となった洞尾広場

早期復旧に向けて

9月5日には災害ごみの集積場所を決定し、他市町からの応援を頂いて収集を行い、10月10日で集積場所へのごみの持ち込みを終りました。

また、古座川町社会福祉協議会では9月6日から10月3日までの間、災害ボランティアセンターを設置し、県内外の個人・団体延べ約2500人の皆様にご協力

頂き、災害ごみの後片付けなどを行いました。

更に被災者の健康状態調査と心のケアのため、9月12日から16日にかけて、県・他町の保健師の協力も得て被災全世帯1252名の健康調査を行いました。

なお、当町は9月2日付で災害復旧に国の支援を得られる災害救助法の適用を受けました。

9月11日には、仁坂吉伸県知事が町内の被害状況を視察に訪れ、町長らが被害状況の報告と県に対する要望を行いました。

町では、国や県などの関係機関と協力して、今回の台風による被害から早期復旧できるように全力で取り組んで行きます。

災害対策室を設置

台風12号による甚大な被害を受けて、町は10月1日に災害対策室を設置しました。

室では、被災された家屋の被害認定調査、義援金の配分、災害救助法や被災者生活再建支援法に係る事務等を担当していきます。

平成23年10月1日付けで職員の人事異動がありました。

(新)		(旧)	
災害対策室長	宇下 和宏	財政課 課長補佐	
住民福祉課 課長補佐	大江 順彦	議会事務局 局長補佐	
財政課 課長補佐	谷口 智信	住民福祉課 課長補佐	
災害対策室 主事	杉本 涼	住民福祉課 主事	
災害対策室 主事	岡本 圭司	出納室 主事	



仁坂知事に被害状況の報告と要望

道路等と住家の被害状況

▼道路等の被害状況《被害額(概算) 9億3430万円》
(10月24日現在)

被害種別	被害件数	被害額
町道	17箇所	6億5,180万円
農道	1箇所	400万円
農地(田畑)	244箇所	1億2,500万円
農業用施設	24箇所	1,700万円
林道	16箇所	1億2,400万円
河川	3箇所	1,250万円

*国・県が所管する道路・河川は除く。

▽住家の浸水状況 (10月24日現在)

被害種別	被害内容	被害戸数
住宅	全壊	4戸
	大規模半壊	68戸
	半壊	295戸
	一部損壊(床上浸水)	82戸
	その他(床下浸水)	116戸

町税等の減免に関するお知らせ

水害により住宅が床上浸水の被害を受けられた方への町税等の減免を実施します。被害の程度に応じて町県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。なお、これらの減免につきましては、申請をさせていただきます。申請に必要書類等にご記入のうえ、役場財政課又は各出張所に提出をお願いします。

問い合わせ窓口

- ◎町税の減免に関すること.....財政課
- ◎義援金の受入れ、災害見舞金、災害援護資金に関すること.....住民福祉課
- ◎産業活動の基盤となる機器の修理・買替の助成に関すること、被災中小企業者対策.....産業振興課
- ◎応急修理、生活再建支援金、義援金の配分に関すること.....災害対策室

ふるさとバスがくしもと町立新病院まで路線延長

10月末で古座川病院が閉鎖され、くしもと町立病院が串本町サンゴ台に新しく開院されたことに伴い、11月1日より、ふるさとバスの運行路線及び時刻表を一部変更しました。



新設されたふるさとバス停留所

から「くしもと町立病院」を経由して「古座駅」、下りは「古座駅」から「くしもと町立病院」を経由して「串本駅」までとなります。いずれも始発、終着の停留所は「串本駅」です。

また、串本町内では上りは乗車のみ、下りは降車のみとなりますので、ご注意ください。

変更後の時刻表は、各戸に配布しておりますのでご覧下さい。

【総務課】

風邪、インフルエンザの予防について

秋冬と乾燥が厳しくなるにつれ、風邪やインフルエンザが流行し始めます。感染症予防には、適切な予防法・対処法・咳エチケット等の正しい知識をもって対処することが大切です。

インフルエンザ予防接種は、インフルエンザの流行

《予防法・対処法》

- 手洗い・うがい
- マスクの着用
- 加湿器の使用
- 水分補給 (特に子供・高齢者)
- 人混みを避ける
- 栄養・休息を十分とる

【住民福祉課】

前に受けておくと、かかった場合の重症化防止に有効とされています。



【総務課】

和歌山県警察本部組織犯罪対策課
073-423-0110
和歌山県暴力団追放県民センター
073-422-8930

暴力団に関する通報や相談は

平成23年9月15日、古座川町議会で「古座川町暴力団排除条例」が可決・成立しました。

「古座川町暴力団排除条例」は、地域から暴力団を排除して、町民の皆さんの安全で安心かつ平穏な生活を確保し、社会経済活動を健全な発展に寄与することを目的とし、平成24年1月1日から適用されます。

暴力団排除条例が制定されました

屋外広告物設置の際は事前にご相談ください

和歌山県屋外広告物条例の一部改正により10月1日より屋外広告物の設置について申請が必要となります。

ただし、一定の基準に当てはまる屋外広告物については申請が不要となる場合もありますので新たに設置される際は事前にご相談ください。

【建設課】

台風12号の災害に係る義援金について

古座川町では、台風12号による災害により被災された方への義援金を受付けています。

期間：平成24年3月30日まで
受付：役場・各出張所設置の募金箱
口座振込又は直接役場へ
振込口座：第三銀行 古座支店
普通口座 2255661
災害義援金 代表 古座川町長 武田丈夫 (フリガナは「サイガイギエンキン」のみとなります。)
その他：税の優遇措置(寄付控除)を受けるため、領収書の発行が必要な方は、ご連絡下さい。
すでにご協力頂いた皆様には厚くお礼申し上げます。

【住民福祉課】

○ 町税等の納期限のお知らせ ○

税目	期別	納期限
国民健康保険税	第5期	平成23年11月30日
介護保険料	第8期	
後期高齢者医療保険料	第5期	
固定資産税	第4期	平成23年12月26日
国民健康保険税	第6期	
介護保険料	第9期	
後期高齢者医療保険料	第6期	

* 納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。【財政課】